

鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市長等の給与の特例に関する条例（平成 21 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「令和 2 年 4 月 1 日」を「令和 3 年 4 月 1 日」に、「令和 3 年 3 月 31
日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。